

# 議会活性化調査特別委員会最終報告書

＝町民に開かれた議会を目指して＝

まちづくり基本条例にある「町民に開かれた議会」を目指し、2015年6月議会にて議会活性化調査特別委員会が設立され、改革先行型委員会として当委員会は、50回にわたる会議を開き、議論し改革を行ってきた。以下、委員長報告を掲載する。

## はじめに

まちづくり基本条例にある「町民に開かれた議会」を目指し、2015年6月議会にて議会活性化調査特別委員会が設立され、改革先行型委員会として当委員会は、議論し改革を行ってきた。

2016年3月1日に議会全体の共通認識として中間報告書を提出した。議会はひとつ、「チーム議会」として取り組むことを確認し、提案した「本会議のネット中継」、「委員会の原則公開」、「議員の一般質問・質疑に対する執行部の確認事項」等の先行改革を行った。

次に、最も重要な議会外改革の取り組みとして、2016年11月16日、さわふじ未来ホールで当委員会主催の中間報告会及び住民意見交換会「西原町議会をDOする!」を開催した。報告会では、当委員会での議会改革等を報告し、町民と共に議会改革及び開かれた議会に向けた取り組みを模索した。

本町議会として初めて議会活性化等についての住民との意見交換会を実施し、アンケート調査も行った。町民等の参加61人、議員及

び事務局職員含めると83人が参加した。このアンケート調査の結果も踏まえつつ、県内先進市町村議会の視察調査及び研修等を実施、開かれた議会へ向けて下記10項目に絞り込み、議論を重ねた。50回にわたる委員会を経て、最終の改革・提案事項として報告する。



「西原町議会をDOする！町民に開かれた議会とは…」  
2016年11月16日



本町議会初の議会報告会を開催（2018年5月16日午後6時30分）

## 改革・提案事項

### (1) 常任委員会の活性化

「年4回の議会以外に議員は何をしているのか」、「私たちの声を聴いて欲しい」、など、多くの町民から疑問の声があった。実際、本会議終了後に各常任委員会は閉会中の継続審査を申し出ているが、閉会中に常任委員会が開かれることはほとんどない。常任委

員会の活性化は、開かれた議会への一番の近道である。閉会中の審査はもちろん、各種団体等との意見交換を通じて、平日頃からやっけていくべきである。当委員会の議論の結果、各常任委員会を月一回程度開催することを提案する。

### (2) タブレットの導入

タブレットは、先進地域の取り組み等を調査する手段として大きな力となり、議員の能力向上・能力維持にもつながる。経費的效果は、各定例会・臨時会、大型事業や行財政等に関する説明会等の用紙代・カウンター手数料・トナー代や印刷及び製本や修正等に要する人件費の削減。さらには、例規集のような加除式の資料等は、毎年何度も改訂するので、その経費削減にもなる。これは、議会のみならず、行政のスリム化の為に必要な事といえよう。

実用的効果としては、議案や説明資料等を説明者と同じものをタブレットに表示することで、情報の共有ができて理解度が深まり、会議時間の短縮につながる。また、資料の更新や差し替えが瞬時に行え、資料をクラウド（インターネット上の保存箱）に置くことで、いつでもどこからでも、資料を閲覧し、調査することが可能になることが最大のメリットである。以上の効果を鑑み、早期の導入に向けた取り組みを行うべきである。

### (3) 議会報告会及び意見交換会の開催

議会報告会及び意見交換会は、北谷町議会が平成28年に開催された各種団体との意見交換が大変好評であったと聞く。各団体では常に行政への意見を集約しており、議会として

は、それらの声に耳を傾けることは大変重要である。当委員会の議論の結果、方法は多様ながら町民の意見を聞き、町政に反映させるために毎年開催を提案する。なお、当委員会の中間報告を受けて、平成30年5月16日に本町議会初の議会報告会が開催された。

### (4) 確認事項の会議規則への明記の議論

本会議における議論を深めることが、議会活性化に資することから、執行機関（町長及びその委任を受けた者）が、議員の質疑・質問等の趣旨及び内容について確認できる「確認権」の導入が提案され、平成28年6月定例会から実施している。

本件は、1年余の実績を踏まえ、平成29年9月定例会において、発議第1号「西原町議会会議規則の一部を改正する規則について」として、本会議に提案され全会一致で可決している。

### (5) 住民アンケートの実施

町民が議会や議員に対して、どのように考え、何を望んでいるのか、率直な意見を把握し、議会や議員個々が寄せられた課題について、調査研究を重ね、議会改革を進めていきたい。

平成29年10月に、西原町議会住民アンケート調査（町内無作為2千世帯）を実施した。町民の考えや要望が具体的に把握でき、これからの議会改革の課題や方向性が見えた。今後も定期的に実施していきたい。その時々議会の活動や改革に活かすべきである。

### (6) 議員の政策立案能力の向上

議員は、政務活動費を有効に活用して、政

策提言等に生かすよう町政に関する調査研究を行なう事が大切である。また、図書室の活用を促進するために、会議用テーブルやイスを設置して、委員会や勉強会等の開催ができるように改善することのほか、中部地区市町村並びに近隣市町村の予算書・決算書等の資料や議会関連図書を整備などの充実を提案する。

### (7) 町当局に対する要望

① 議員への資料等提供の要望  
議会及び委員会に調査権はあるが、議員個人に調査権は認められていない。本来は、情報公開請求により、情報の提供を求められるべきである。しかし、議員の活動をより効率的に行い、さらに、議会運営を円滑に運ぶために、資料提供等については、町長は誠実に応じるよう求める。については、議員個人からの資料の提供要望に対しての方針を策定するよう求める。

### ② 議会に対する事前説明会及び議案説明会の開催

予算（案）や決算、新規条例等の審議にあたり、各定例会の議会運営委員会前に説明会を開催するよう求める。また、新年度の施政方針の重点事業及び継続している事業において大幅な変更を行うものについても、事前の説明会を開催するよう求める。

### (8) 配信動画の拡充

町民への発信ツールの一つとして、平成28年6月議会より実施している一般質問の動画配信がある。さらに発信力を増すよう、平成29年6月議会以降、定例会・臨時会の本会議も動画配信している。

(9) 一部事務組合議会の情報共有  
東部清掃施設組合等、本町議会から一部事務組合の議会に議員を選出しているが、一部事務組合議員から全議員への報告がなく、審議等が見えないと当委員会で議論となり、一部事務組合を構成する自治体の議会議員として、その内容に通じる必要があることから、本年度（平成30年度）から一部事務組合議員に全員協議会の場で報告書の提出を求める。なお、資料等は図書室で閲覧できるようにする。

### (10) 議決すべき事件

西原町まちづくり基本条例制定時に基本構想に基づく基本計画などの総合計画が策定されなくなり、町の中長期にわたる「まちづくり」が分かりづらい。  
当委員会では、町の計画の中から、「議決すべき事件」として、いくつかの計画を町に提案したが、未だ町からの返答はない。  
「まちづくりのみえる化」につながるため、中長期の個別計画については、議会も審議できるように取り組む必要があることから、この計画を議会で審議すべきか、引き続き町との調整を進めていくことを要望する。

### おわりに

議会の在り方は時代とともに変化していくものである。当委員会の提案事項を議長へ預け、次期議会においても引き続き改革への道が続けていくよう要望し、最終報告とする。

なお、詳細については、西原町議会ホームページに掲載。